

別表1 交付対象となる経費

- ・活動に必要な消耗品（清掃用具、清掃時に必要な飲み物代、活動参加者への簡易な謝礼品など）
- ・活動に必要な事務的経費（通信代、コピー代、会議室使用料、会議時の飲み物代など、ただし飲食店の利用は除く）
- ・草刈機など活動に必要な機器の購入及び修繕費
- ・公園における公園愛護会主催の行事経費
- ・その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 交付対象とならない経費

- ・愛護会の構成員に対する現金、金券、嗜好品（たばこ、アルコール類）
- ・飲食費のうち、清掃・会議時における飲み物以外のもの
- ・見舞金、慶弔費等の交際費
- ・町会等への分担金